

## 契約結果調書

件名	団体事務局等運営委託		
契約日	令和 8年 4月 1日		
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日 まで (365日間)		
履行場所	瀬戸市川端町1丁目31番地 瀬戸市福祉保健センター内		
予定価格	事後公表 9,174,000 円 (見積書比較価格 8,340,000 円)		
契約金額	9,174,000 円 (うち取引に係る消費税等 834,000 円)		
受注者	20025945-0 社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会 愛知県瀬戸市川端町1-31		
契約の相手方とした理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。(選定理由の詳細は別紙参照)		
契約区分	総価契約(単年総価契約)	分類業務区分	その他委託
契約方法	随意契約2号該当(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)		
業種	その他の業務委託等		
担当課	社会福祉課		
契約内容	瀬戸市民生委員児童委員協議会、瀬戸市遺族連合会、瀬戸市更生保護女性会、瀬戸市子ども会連絡協議会、瀬戸市母子福祉会、瀬戸市老人クラブ連合会の事務局等の事務を委託する。		
備考			

当初受付番号 8-000179

契約番号 8-080311-0

## 業者選定理由 別紙

### 【選定理由】

下記理由により、瀬戸市社会福祉協議会以外に委託先がないため選定したものを。

### 【随意契約とする理由】

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されているもので、これまでも行政と連携しながら、高齢者や障害者のための様々な福祉サービスや地域のボランティア活動の支援等、地域福祉の拠点としての中心的な役割を果たしている。

本件の内容としては、瀬戸市遺族連合会、瀬戸市更生保護女性会、瀬戸市民生委員児童協議会、瀬戸市子ども会連絡協議会、母子福祉会、瀬戸老人クラブ連合会、以上6団体の事務局業務であり、各団体の活動が構成員の奉仕的精神に支えられているものであることから、その事務局の事務遂行にあたっては、各団体の特性や活動内容を理解したうえで、団体からの信頼を得つつ、本市との連携を密にしながら円滑に遂行することが求められる。

また、各団体の活動拠点がやすらぎ会館となっていることから、連絡調整に係る団体側の負担を抑制・軽減することができる。

よって、本市社会福祉協議会の他に委託先としての要件を備える団体はないものと判断するもの。